

附則－3

## 育林地状況写真撮影指針

(公財) 東京都農林水産振興財団

## 育林地状況写真撮影指針

- 1 写真は、サービス判カラーとする。
- 2 写真は、育林地巡視中に林内の状況を撮影する。
- 3 全景については、撮影可能な育林地のみ撮影する。
- 4 異常、その他特別な状況の無い場合の写真の報告枚数は、下表を標準とする。

造林地面積	写真報告枚数
1 ha～5 ha	4 枚
6 ha～10ha	6 枚
10ha 以上	8 枚

- 5 報告写真は、別紙様式ー 2 3 に貼付し、簡単な説明を付けること。